

# 武雄市議会タブレット型端末の更新・運用業務仕様書（案）

## 1 業務名

武雄市議会タブレット型端末の更新・運用業務

## 2 目的

令和2年2月より導入したタブレット型端末を更新し、既存のクラウド型電子会議システム及び文書共有システムを活用して、文書のデータ化を進め会議及び議会運営の効率化を図り、議会及び議員の支援につながる次の内容の達成を目的とする。

- ① 多くの資料が携帯でき、場所を選ばず、情報を取得し閲覧できる。
- ② 会議、議会運営の効率化を図る。
- ③ 議会内で、多くの情報を共有する。
- ④ 各種通知や案内などの情報を、一斉かつ迅速に伝達する。
- ⑤ 資料の印刷や製本、配布などに要する人的負担、時間的負担を軽減する。
- ⑥ 紙の使用量を削減し、環境への配慮をおこなう。

## 3 契約

### (1) 端末納品に関する契約期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

### (2) 端末賃貸借に関する契約方式

令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間の長期継続契約

### (3) 上限額

令和5年度 2,063千円（通信費など更新に要するすべての経費を含む）  
※令和6年度以降の予算は、今後措置する。

## 4 タブレット型端末の機種

更新するタブレット型端末は、iPad Proとする。

## 5 機能要件

### (1) タブレット型端末

本市が指定する次の機種及び仕様に限る。

#### ①機種

Apple社 iPad Pro（第6世代以上）(Wi-Fi + Cellular モデル)

#### ②仕様

- |          |               |
|----------|---------------|
| ア. 画面サイズ | 12.9インチ       |
| イ. ストレージ | 128GB以上       |
| ウ. その他   | メーカー発表の仕様のとおり |

### ③その他

- ・端末は賃貸借（レンタル）での更新とする。ただし、付属品についてはこの限りではない
- ・端末は新品であること。ただし故障交換時にはこの限りではない。

## (2) 通信回線

- ① タブレット型端末で利用可能な4G/LTE及び5Gの通信規格に対応したインターネット接続サービスが提供できること。
- ② 月額利用料の算定期間における通信データ量が、端末1台あたり3GB程度とすること。
- ③ 議員宅、また市役所庁舎において電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波の回線対策を実施できること。
- ④ 通信回線の事業者は電気通信事業法第9条に規定される総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むものであり、移動体通信サービスにかかる無線局を自ら開設運用していること。
- ⑤ 回線毎に、使用したデータ量を管理者が確認できること。

## (3) Microsoft365 ライセンス

- ① 納品するタブレット端末に、Microsoft365ライセンスを導入すること。
- ② 導入するライセンスの種類は、Microsoft365 Apps for businessとする。
- ③ 導入するライセンスの数量は、20ライセンスとする。
- ④ 利用開始後に、1ライセンスあたりの単価が変更になった場合は、速やかに通知を行うこと。

## (4) セキュリティ

- ① 端末、IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- ② 第三者による不正使用又は情報漏えい及びウィルス等に対するセキュリティ対策がなされていること。また、利用ログ、アクセスログの記録・管理が適正になされ、事故発生時など必要な場合に、市に対し情報を提供できること。
- ③ 障害発生時に素早い復旧が可能な対策が講じられていること。
- ④ 紛失・盗難時の対策が講じられていること。
- ⑤ SIMカードの抜き差しを管理者側が検知できること。

## 6 サポート

### (1) 利用者マニュアルの作成

記載にしたがい操作をすれば、関係サービスを利用できる利用者マニュアルを作成すること。

### (2) 管理者マニュアルの作成

管理者として必要な権限を実行するため、操作手順や連絡先などを記載した管理者マニ

マニュアルを作成すること。

(3) 保守及びサポート

- ① タブレット型端末等の使用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。
- ② 通信回線に障害が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ③ タブレット型端末等の故障については、速やかに対応すること。
- ④ 端末の円滑な運用のため、電話又はメールによるサポート体制が確立されていること。  
基本的な対応時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとし、紛失・盗難時の連絡は24時間365日受付し、ロック、利用中断、初期化の一時対応を実施すること。
- ⑤ ユーザーの変更等に伴うキッティング等の支援を行うこと。

7 その他

(1) 納品

- ① タブレット型端末の初期設定に必要な事項については、本市と協議し設定すること。
- ② 管理台帳を作成すること。
- ③ 管理番号やサポートダイヤル等の情報をラベル貼付すること。
- ④ 故障・紛失対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等をすべて無償で実施すること。
- ⑤ 別途導入している電子会議システムの事業者と連携を図ること。
- ⑥ 不要な梱包材等は、引き取り、処分を行うこと。
- ⑦ タブレット型端末は、令和6年1月31日(水)までに使用できる状態で納品すること。
- ⑧ 納品時は武雄市役所内の議会事務局が指定する場所に納品し、検品を受けること。

(2) 成果物

「5 機能要件」を満たす次のものとする。

- ① タブレット型端末(指定のもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・26台
- ② 利用者マニュアル及び管理者マニュアル・・・・・・・・・・・・一式

(3) 事業者所在等

- ① 佐賀県内に本店または営業拠点を有する事業者であること。
- ② 本業務の一部を代理店等に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任又は請け負わせてはならない。

(4) 関係法令等

本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。

- ① 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等

② 武雄市議会の個人情報保護に関する条例

(5) 契約延長

- ① 長期継続契約期間満了後も継続して賃貸借が可能な場合は、使用可能な期間に応じて、新たに賃貸借に関する契約を締結すること。
- ② 契約延長が可能な場合は、令和9年9月までに、賃貸借期間、費用等を明示した書面を提出すること。

本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その都度決定するものとする。